



申7号只見線の安全向上に対する申し入れ

12月8日申7号団体交渉を行い、只見線の無線等難聴区間に対して会社の考えを質しました。過去に速度規制となった時に輸送指令から何度も無線等で呼びかけても、難聴区間を走行していたために乗務員が受信することができず速度規制区間を通常速度で走行したために申し入れを行いました。

申7号申し入れ項目

1. 只見線の無線難聴区間において確実に列車を止められる設備を整えること。

回答. 必要な通信設備は整備しているところであるが通信状況のさらなる向上に取り組んでいるところである。

2. 只見線の無線難聴区間において確実に連絡が取れる設備を整えること。

回答. 必要な通信設備は整備しているところであるが通信状況のさらなる向上に取り組んでいるところである。

交渉要旨

- ・新しい衛星電話のイリジウムが導入できないか検討してきた。検証結果から実用に至っていない現状。
- ・イリジウム検証に続く新たな通信手段を検討していく。
- ・通信会社と検証してアンテナ建てる費用について検証している。
- ・これまでと同様に列車と連絡がつかない場合はあらゆる手段を講じて連絡を取っていく。規制がかかりそうであれば早めに運転中止を検討する。
- ・雪害、土砂流失など自然災害発生時は「最も安全と認められる道を取らなければならない」ことを適用する。

すぐに列車を止め乗務員と連絡が取れる 手段を確立し、お客さまと社員の命を守ろう！